

関自監貨第68号の2
関自貨第243号の2
関自保第84号の2
令和3年5月31日

一般社団法人栃木県トラック協会長 殿

関東運輸局
自動車監査指導部長

関東運輸局
自動車交通部長

関東運輸局
自動車技術安全部長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び
日車数等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知
徹底願います。

公 示

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

平成21年9月30日付け、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和3年5月31日

関東運輸局長	河村	俊信
東京運輸支局長	小濱	照彦
神奈川運輸支局長	中澤	延夫
埼玉運輸支局長	河原	洋
群馬運輸支局長	小松	和則
千葉運輸支局長	尾崎	行雄
茨城運輸支局長	磯田	久
栃木運輸支局長	諏訪	幸夫
山梨運輸支局長	加野島	仁

記

別紙新旧対照表のとおり改める。

附 則（令和3年5月31日 関自監貨第68号、関自貨第243号、関自保第84号）

- 1 この基準は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
<p data-bbox="237 411 992 483">貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p data-bbox="138 580 1093 692">「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」による行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="389 791 837 1326"> 平成21年9月30日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成23年3月31日 一部改正 平成24年4月13日 一部改正 平成25年9月20日 一部改正 平成26年3月13日 一部改正 平成26年12月26日 一部改正 平成29年1月16日 一部改正 平成30年4月16日 一部改正 令和元年10月31日 一部改正 令和2年11月27日 <u>一部改正 令和3年5月31日</u> </p> <p data-bbox="533 1418 925 1450">関東運輸局長 神谷 俊広</p>	<p data-bbox="1216 411 1971 483">貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p data-bbox="1117 580 2072 692">「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」による行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1368 791 1816 1281"> 平成21年9月30日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成23年3月31日 一部改正 平成24年4月13日 一部改正 平成25年9月20日 一部改正 平成26年3月13日 一部改正 平成26年12月26日 一部改正 平成29年1月16日 一部改正 平成30年4月16日 一部改正 令和元年10月31日 一部改正 令和2年11月27日 </p> <p data-bbox="1509 1418 1901 1450">関東運輸局長 神谷 俊広</p>

東京運輸支局長 矢田 淑雄
神奈川運輸支局長 石橋 健
埼玉運輸支局長 上岡 一雄
群馬運輸支局長 栗本 久
千葉運輸支局長 飯村 勉
茨城運輸支局長 鬼沢 秀通
栃木運輸支局長 四月朔日 功一
山梨運輸支局長 春原 俊男

記

1～10（略）

附 則（略）

附 則（令和3年5月31日 関自監貨第68号、関自貨第243号、関自保第84号）

- 1 この基準は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

東京運輸支局長 矢田 淑雄
神奈川運輸支局長 石橋 健
埼玉運輸支局長 上岡 一雄
群馬運輸支局長 栗本 久
千葉運輸支局長 飯村 勉
茨城運輸支局長 鬼沢 秀通
栃木運輸支局長 四月朔日 功一
山梨運輸支局長 春原 俊男

記

1～10（略）

附 則（略）

（新規）

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧				
別表					別表				
適用条項	違反行為	基準日車等		備考	適用条項	違反行為	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
法第17条第1項第1号 第6項	<p>1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1)</p> <p>① 未受診者1名</p> <p>② 未受診者2名</p> <p>③ 未受診者3名以上</p> <p>2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 40日車</p> <p>3 疾病・疲労等乗務 80日車</p> <p>4 薬物等使用乗務 100日車</p> <p>(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。</p> <p>(注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。</p> <p>(注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診せずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診せずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。</p> <p>なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。</p>	警告	10日車		法第17条第1項第1号 第6項	<p>1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注)</p> <p>① 未受診者1名</p> <p>② 未受診者2名</p> <p>③ 未受診者3名以上</p> <p>(新設)</p> <p>2 疾病・疲労等乗務</p> <p>3 薬物等使用乗務</p> <p>(注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	警告	10日車	
		20日車	40日車				20日車	40日車	
		40日車	80日車				40日車	80日車	
		40日車	80日車				80日車	160日車	
		80日車	160日車				100日車	200日車	